



Title	わが国への直接郵便送達に関する米国判例の展開
Author(s)	奥田, 安弘; OKUDA, Yasuhiro
Citation	北大法学論集, 44(3), 1-30
Issue Date	1993-10-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15527
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(3)_p1-30.pdf



わが国への直接郵便送達に関する米国判例の展開

奥田安弘

目次

- 一 はじめに
- 二 問題の背景
- 三 米国判例の概観
- 四 わが国への直接郵便送達を有効とする判例
- 五 わが国への直接郵便送達を無効とする判例
- 六 その他の締約国への直接郵便送達に関する判例
- 七 おわりに

訴状の送達は、被告に訴訟の開始を知らせ、防衛の機会を与える点で非常に重要であるが、具体的な送達方法は、日米間でかなり異なっている。たとえば、わが国においても、郵便による送達が実務上一般的であると言われるが、⁽¹⁾送達は裁判所の職権によって行うという「職権送達主義」を採用しており（民訴法一六〇条）、郵便による送達の場合には、郵便業務従事者が送達吏員となる（民訴法一六二条二項）。とりわけ、被告が外国企業などであるため、外国において行うべき送達は、その国の管轄官庁またはその国に駐在する日本の大使、公使もしくは領事に囑託する方法が原則とされており（民訴法一七五条）、⁽²⁾かような方法で送達するためには、その国の協力（国際的司法共助）または容認が得られることを前提としている。

一方、米国においても、郵便による送達が実務上一般的であると言われるが、⁽³⁾その内容は、わが国の郵便による送達と大きく異なっている。すなわち、送達は原告の責任において行うという「当事者送達主義」が採用されており、⁽⁴⁾後述のように、原告が自ら訴状を郵送したり、州務長官を経由して訴状を郵送することが認められている。しかし、とりわけ注目すべき点は、外国において行うべき送達のためにも、郵送が用いられていることである。すなわち、訴状は、米国から直接に外国の被告に郵送されるので、その国の協力または容認を必要としない。また、この場合、訴状は英語で記載されているだけであり、翻訳が付けられているわけではない。すなわち、米国の郵便送達は、外国の被告に對しても司法共助などを経ないで行われる「直接郵便送達」(direct mail service)であるからこそ、問題となるのである。

ところで、日米双方は、「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約」(以下、「送達条約」と略称する)を批准して久しい。すなわち、この送達条約は、ハーグ国際私法会議の草案にもとづ

き、一九六五年一月一日に作成された。そして、米国は一九六七年八月二四日に批准し（一九六九年二月一日発効）、日本は一九七〇年五月二八日に批准している（一九七〇年七月二七日発効）。したがって、日米間の訴状の送達は、この送達条約によるべきことになる。この送達条約は、文書の名あて人のあて先が明らかである限り、外国において行すべき送達について常に適用され（一条）、名あて国の中央当局を経由した司法共助による送達方法を原則としている（三条）。しかし、送達条約は、さらに次のように規定している。

「第一〇条 この条約は、名あて国が拒否を宣言しない限り、次の権能の行使を妨げるものではない。

(a) 外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権限

(b) 嘱託国の裁判所附属吏、官吏その他権限のある者が直接名あて国の裁判所附属吏、官吏その他権限のある者に裁判上の文書の送達又は告知を行わせる権能

(c) 裁判手続の利害関係人が直接名あて国の裁判所附属吏、官吏その他権限のある者に裁判上の文書の送達又は告知を行わせる権能」

わが国は、この一〇条(b)号および(c)号については拒否宣言を行ったが、(a)号については拒否宣言を行っていない。そして、この一〇条(a)号が米国法による直接郵便送達を含むのであれば、日本は拒否宣言を行っていないので、日本への直接郵便送達が有効とされるのに対して、一〇条(a)号が直接郵便送達を含まないのであれば、日本が拒否宣言を行っているか否かに関係なく、日本への直接郵便送達が無効とされる、というような議論が米国の判例学説において行われているのである。

この問題に関する米国の判例学説は、すでにわが国においても一部紹介されているが、十分とは言いがたい。特に最近の紹介において、無効説を支持する一部の判例学説のみを強調して、あたかも米国においては無効説が有力であるか

のような印象を与えるものがある。また送達条約の草案を作成したハーグ国際私法会議の特別委員会（一九八九年）において、「わが国が第一〇条(a)につき拒否宣言をしていないのは、外国から裁判上の文書が直接郵送されてきたとしても、わが国としては、それを主権侵害とはみなさないとすることを意味しているだけであつて、それをわが国においても訴訟上の効果を伴う有効な送達として容認することまでも意味するものではない。」という発言があり、この発言が米国の判例に影響を及ぼすかのような趣旨のコメントもある。⁽⁶⁾

しかし、これらの紹介は、米国からの直接郵便送達を受け取った日本企業の対応を誤らせるだけではなく、わが国の政府が今からでも一〇条(a)号の拒否宣言を行う必要性を過少評価させるものである。すなわち、米国の判例学説は、本稿が対象とする一九九一年までの動向を見る限り、有効説と無効説が真つ向から対立しており、いずれか一方が有力であるとは言えないのである。そこで本稿では、まず問題の背景として、なぜ米国からの直接郵便送達が減少しないのかを考察する。次に一九七〇年代から一九九一年までの米国判例の展開を概観した後、判決理由を少し詳細に分析してみる。最後に、以上の考察にもとづき、わが国が一〇条(a)号の拒否宣言を行うことこそが混乱回避の道であることを結論づきたい。⁽⁷⁾

*本稿の作成にあたっては、平成四年度の北海道大学教育研究学内特別経費により補助を受けた。

(1) 斎藤秀夫他編『第二版』注解民事訴訟法(4)（一九九一）一七〇頁、菊井維大・村松俊夫『全訂民事訴訟法Ⅰ〔追補版〕』（一九八四）九二七頁。

(2) 斎藤他編・前掲注(1)二二八頁以下、菊井・村松・前掲注(1)九六〇頁以下も参照。

(3) 丸山英二『入門アメリカ法』（一九九〇）六八頁。

- (4) 当事者送達主義という用語は、斎藤他編・前掲注(1) 一六一頁以下によった。米国の送達制度一般については、丸山・前掲注(3) 六八頁参照。なお小林秀之「製造物責任訴訟」(一九九〇) 一五〇頁は、「私人送達」という用語を使っている。
- (5) 秋田暲正「外国被告への訴状直接郵送の有効性をめぐる論争と米国における最近の判例動向の分析」企業法研究二号(一九九〇) 一九頁以下、特に二二頁、三四頁、三浦正人「熊谷久世」アメリカ合衆国訴訟における訴状の国外への送達」名城法学別冊・柏木還暦記念(一九九二) 六六一頁以下、特に六八六頁、齋藤善人「日米間の直接郵送送達についてのニューヨーク州裁判所判決に関する若干の考察」秋田法学二〇号(一九九三) 一八二頁以下、特に一九八頁。逆に、有効説の方が有力であるとするものとしては、小林・前掲注(4) 一五一頁。
- (6) 原優「私法の国際的統一運動」一九八九年の展開」国際商事法務一七卷二二号(一九八九) 二二八頁、秋田・前掲注(5) 三五頁、三浦「熊谷・前掲注(5) 六八五頁以下。
- (7) 送達条約全般については、小林秀之「国際司法共助」澤木敬郎「青山善充編」国際民事訴訟法の理論(一九八七) 二八五頁以下、高桑昭「渉外的民事訴訟事件における送達と証拠調」法曹時報三七卷四号(一九八五) 一頁以下などを参照。

二 問題の背景

一口に米国法による直接郵便送達といっても、細かな点では、連邦および州毎に異なっている。たとえば、わが国への直接郵便送達に関する判例でも、次のような直接郵便送達制度が問題となっている。第一は、原告が呼出状および訴状(summons and complaint)を州務長官(Secretary of State)に送達し、州務長官が謄本を被告に郵送することを認めるものである。たとえば、ヴァージニア州法およびミシシッピ州法がそれである。⁽⁸⁾第二は、原告が呼出状および訴状を州務長官に送達すると共に、自ら謄本を被告に郵送することを認めたり、逆に原告が自ら呼出状および訴状を被告に

郵送すると共に、謄本を州務長官に交付することを認めるものである。たとえば、前者としては、フロリダ州法およびアイオワ州法があり、後者としては、ニューヨーク州法がある⁽⁹⁾。第三は、原告が自ら呼出状および訴状を被告に郵送することだけを要求しているものである。たとえば、カリフォルニア州法、メリランド州法、ペンシルバニア州法、テキサス州法、サウス・カロライナ州法がそれである。さらに連邦民事訴訟規則四条(i)(1)(D)も、これに該当する⁽¹⁰⁾。

以上のような直接郵便送達は、手続が簡単であり、迅速かつ低費用で行うことができる。これに対して、送達条約によつた場合には、原則として、囑託国(Ⅱ米国)の法律上権限を有する当局または裁判所附屬吏から、受託国の中央当局(日本の場合は外務大臣⁽¹¹⁾)に対し、条約の様式に合致した要請書を送付しなければならない(二三条一項)。また、送達実施の方法として、受託国の国内法による方法(五条一項(a))または受託国の法律に反しない特別の方法(五条一項(b))を選択した場合、中央当局は送達文書を受託国の公用語に翻訳することを要請できるが(五条三項)、わが国は、常に日本語による訳文の添付を要請していることである⁽¹²⁾。

そこで、結論的には、わが国への直接郵便送達を無効とした米国の判決においても、送達条約によつた場合に八〇〇ドルないし九〇〇ドルの費用を要し、かつ文書の翻訳が必要であるのは、實際上不都合であるという補足意見が付けられたり、また、被告の日本企業が条約による送達方法を主張することにより、訴訟を遅延させたとして、罰金を命じる判決が出てくるわけである(ただし、この判決は、控訴審により破棄された⁽¹³⁾)。さらに直接郵便送達は、州法および連邦法において広く認められているので、涉外事件の経験が乏しい弁護士は、条約の存在自体を認識していない恐れがあると言われている⁽¹⁴⁾。ちなみに、わが国への直接郵便送達が問題となつた判例をみても、ほとんどは、P.L訴訟などの不法行為訴訟であり⁽¹⁵⁾、この場合、原告は事故の被害者などの個人であるため、適切な弁護士を選択しているかどうかは疑問である。したがって、米国の一部の学説は、確実に送達を行うために、複数の送達方法を試みるように勧めているが⁽¹⁶⁾、

現実には、これが必ずしも実践されておらず、そのために直接郵便送達に関する紛争が減少しないのではないかと推測される。

- (8) *Fleming v. Yamaha Motor Corp.*, 774 F. Supp. 992, 993 (W. D. Va. 1991); *Pochop v. Toyota Motor Co., Ltd.*, 111 F. R. D. 464, 465 (S. D. Miss. 1986); *Weight v. Kawasaki Heavy Industries, Ltd.*, 597 F. Supp. 1082, 1084 (E. D. Va. 1984). この場合、州務長官への送達により送達が完了しており、国内送達であるから、送達条約が適用されないのではないかという疑問が生じるが、*Fleming*, supra at 994-995 は、被告への郵送が送達の要件の一部であるとして、送達条約の適用を肯定している。
- (9) *McClenon v. Nissan Motor Corp. in U. S. A.*, 726 F. Supp. 822, 824 (N. D. Fla. 1989); *Wasden v. Yamaha Motor Co.*, 131 F. R. D. 206, 207 (M. D. Fla. 1990); *Mommsen v. Toro Co.*, 108 F. R. D. 444, 444-445 (S. D. Iowa 1985); *Philip v. Monarch Knitting Mach. Corp.*, 565 N. Y. S. 2d 21 (A. D. 1 Dept. 1991); *Reynolds v. Koh*, 490 N. Y. S. 2d 295, 296 (A. D. 3 Dept. 1985); *Rissew v. Yamaha Motor Co., Ltd.*, 493 N. Y. S. 2d 78, 80 (Sup. Ct. 1985), 515 N. Y. S. 2d 352 (A. D. 4 Dept. 1987); *Ordmandy v. Lynn*, 472 N. Y. S. 2d 274 (Sup. Ct. 1984). この場合にも、州務長官への送達により送達が完了しており、国内送達であるから、送達条約が適用されないのではないかという疑問が生じるが、*McClenon*, supra at 824-825 は、被告への郵送が送達の要件であるとして、送達条約の適用を肯定している。
- (10) *Shoei Kako Co., Ltd. v. Superior Court, San Francisco*, 109 Cal. Rptr. 402, 406-408 (1st Dist. 1973); *Newport Components v. NEC Home Electronics*, 671 F. Supp. 1525, 1541 (C. D. Cal. 1987); *Suzuki Motor v. Superior Ct. (Armenta)*, 249 Cal. Rptr. 376, 378 (4th Dist. 1988); *Nicholson v. Yamaha*, 566 A. 2d 135, 137 (Md. Ct. App. 1989), cert. denied, 569 A. 2d 1242 (1990); *Sandoval v. Honda Motor Co., Ltd.*, 527 A. 2d 564, 565 (Pa. Super. 1987); *Smith v. Dainichi Kinzoku Kogyo Co., Ltd.*, 680 F. Supp. 847, 849 (W. D. Tex. 1988); *Hammond v. Honda Motor Co.*, 128 F. R. D. 638, 641 (D. S. C. 1989); *Cooper v. Makita, U. S. A., Inc.*, 117 F. R. D. 16 (D. Me. 1987); *Lemme v. Wine of Japan Import, Inc.*, 631 F. Supp. 456, 462-463 (E. D. N. Y. 1986). 連邦民事訴訟規則四条(i)については、L. A. Leo, *The Interplay between Domestic Rules Permitting Service*

Abroad by Mail and the Hague Convention on Service: Proposing an Amendment to the Federal Rules of Civil Procedure, 22 Cornell Int'l L. J. 335, 337-339 (1989). なお連邦民事訴訟規則四条(1)は、代替的な送達方法を規定しているにすぎず、原告は、当該連邦裁判所が存在する州の法律による送達方法を用いることができる。Leo, *supra* at 337 note (15).

- (11) 民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律二四条参照。
- (12) 最高裁判所事務総局編『民事事件に関する国際司法共助手続の手引』(一九九〇)一七六頁。
- (13) 前者については、Bankston v. Toyota Motor Corp., 889 F. 2d 172, 174 (8th Cir. 1989)(Gibson J., concurring). 後者については、Sheets v. Yamaha Motors Corp., U. S. A., 657 F. Supp. 319 (E. D. La. 1987), 849 F. 2d 179 (5th Cir. 1988), 891 F. 2d 533 (5th Cir. 1990). この事件は、まず連邦地方裁判所が二万五千ドルの罰金を命じたところ、連邦控訴裁判所により差し戻され、再び連邦地方裁判所が十二百ドルの罰金を命じたところ、結局、連邦控訴裁判所により破棄されたというものである。なお、条約による送達方法は、たしかに高くつくが、法外というほどのものではないし、原告が勝訴した場合には、償還請求できるという意見を、わざわざ傍論で述べた判決もある。Dunakey v. American Honda Motor Co., 124 F. R. D. 638, 639 (E. D. Mo. 1989).
- (14) C. R. Armstrong, Permitting Service of Process by Mail on Japanese Defendants, 13 Loy. L. A. Int'l & Comp. L. J. 551, 566 (1991). See also Leo, *supra* note (10), at 344.
- (15) Shoei Kako Co., Ltd. v. Superior Court, San Francisco, 109 Cal. Rptr. 402 (1st Dist. 1973); Weight v. Kawasaki Heavy Industries, Ltd., 597 F. Supp. 1082 (E. D. Va. 1984); Sandoval v. Honda Motor Co., Ltd., 527 A. 2d 564 (Pa. Super. 1987); Smith v. Dainichi Kinzoku Kogyo Co., Ltd., 680 F. Supp. 847 (W. D. Tex. 1988); Hammond v. Honda Motor Co., 128 F. R. D. 638 (D. S. C. 1989); Nicholson v. Yamaha, 566 A. 2d 135 (Md. Ct. App. 1989), cert. denied, 569 A. 2d 1242 (1990); Patty v. Toyota Motor Corp., 777 F. Supp. 956 (N. D. Ga. 1991); Rissew v. Yamaha Motor Co., Ltd., 493 N. Y. S. 2d 78 (Sup. Ct. 1985), 515 N. Y. S. 2d 352 (A. D. 4 Dept. 1987); Mommsen v. Toro Co., 108 F. R. D. 444 (S. D. Iowa 1985); Prost v. Honda Motor Co., 122 F. R. D. 215 (E. D. Mo. 1987); Cooper v. Makita, U. S. A., Inc., 117 F. R. D. 16 (D. Me. 1987); Suzuki Motor v. Superior Ct. (Armenta), 249 Cal. Rptr. 376 (4th Dist. 1988); Bankston v. Toyota Motor Corp., 123 F. R. D. 595 (W. D. Ark. 1989), 889 F. 2d 172 (8th Cir. 1989); Fleming v. Yamaha Motor Corp., 774 F. Supp. 992 (W. D. Va. 1991). それに対し

- して、反トラスト訴訟、特許訴訟、契約訴訟などは、少数である。Hitt v. Nissan Motor Company, Ltd., 399 F. Supp. 838 (S. D. Fla. 1975); Chrysler Corp. v. General Motors Corp., 589 F. Supp. 1182 (D. C. Cir. 1984); Newport Components v. NEC Home Electronics, 671 F. Supp. 1525 (C. D. Cal. 1987); Isothermics v. U. S. Energy Research & Dev. Agcy., 434 F. Supp. 1155 (D. N. J. 1977); Meyers v. ASICS Corp., 711 F. Supp. 1001 (C. D. Cal. 1989); Lemme v. Wine of Japan Import, Inc., 631 F. Supp. 456 (E. D. N. Y. 1986); Philip v. Monarch Knitting Mach. Corp., 565 N. Y. S. 2d 21 (A. D. 1 Dept. 1991).
- (16) K. B. Reisenfeld, Service of United States Process Abroad: A Practical Guide to Service under the Hague Service Convention and the Federal Rules of Civil Procedure, 24 Int'l Law. 55, 56 (1990); L. A. Cooper, International Service of Process by Mail under the Hague Service Convention, 13 Michigan J. of Int'l Law 688, 716 (1992)。これに対して、日本が送達条約を批准していないという誤った情報を提供しているものもある。T. S. Mackey, Litigation Involving Damages to U. S. Plaintiff Caused by Private Corporate Japanese Defendants, 5 The Transnational Lawyer 131, 142 (1992).
- (17) なお最高裁判所事務総局編『国際司法共助執務資料』(一九九二)三七〇頁によると、わが国が送達を受託した件数は、昭和五五年一四七件、昭和五六年一九六件、昭和五七年二七四件、昭和五八年三四四件、昭和五九年三三七件、昭和六〇年六二九件、昭和六一年八九七件、昭和六二年一〇七九件、昭和六三年一一六三件、平成元年九九四件、平成二年一四九六件、平成三年二〇六九件となっており、近年の増加は著しい。しかし、そのうちの何件が米国からの囑託であるかは不明である。

三 米国判例の概観

一九七〇年代から一九九一年までに、National Reporter Systemに掲載された判決を調べたところ、わが国への直接郵便送達が争われた事件を三〇件余り抽出できた。これらを時間的な流れに沿って分類すると、次のようになる。

まず、わが国への直接郵便送達を有効とした最も古い判決は、一九七三年の *Shoei* 判決（カリフォルニア州裁判所⁽¹⁸⁾）であると思われる。この判決は、州裁判所によるものとはいえず、その後の他州裁判所および連邦裁判所の判決に多大の影響を及ぼした。ただし、一九七〇年代に同じくわが国への直接郵便送達を有効とした判決としては、一九七五年の *Hitt* 判決（フロリダ南部地区連邦裁判所⁽¹⁹⁾）および一九七七年の *Isothermics* 判決（ニュー・ジャージ地区連邦裁判所⁽²⁰⁾）があるが、これらは、*Shoei* 判決を引用していないだけでなく、ほとんど理由づけを行っていない。

一九八〇年代に入ると、*Shoei* 判決を引用しながら、わが国への直接郵便送達を有効とする判決が次々と下されていく。たとえば、一九八四年の *Chrysler* 判決（ロロンビア特別区連邦裁判所⁽²¹⁾）および *Weight* 判決（ヴァージニア東部地区連邦裁判所⁽²²⁾）、一九八五年の *Zisman* 判決（イリノイ北部地区連邦裁判所⁽²³⁾）、一九八六年の *Lemme* 判決（ニューヨーク東部地区連邦裁判所⁽²⁴⁾）、一九八七年の *Newport* 判決（カリフォルニア中部地区連邦裁判所⁽²⁵⁾）、*Sandovai* 判決（ペンシルヴァニア州裁判所⁽²⁶⁾）および *Rissaw* 事件の第二審判決（ニューヨーク州裁判所⁽²⁷⁾）がそれである。ただし、一九八六年の *Saez* 判決（第一巡回区連邦控訴裁判所⁽²⁸⁾）は、*Shoei* 判決を引用していないだけでなく、ほとんど理由づけを行っていない。

さらに、一九八〇年代の後半以降になると、判例の主流が直接郵便送達を有効とする方向にあることを強調する判決が増えてきている。たとえば、一九八八年の *Smith* 判決（テキサス西部地区連邦裁判所⁽²⁹⁾）、一九八九年の *Hammond* 判決（サウス・カロライナ地区連邦裁判所⁽³⁰⁾）および *Meyers* 判決（カリフォルニア中部地区連邦裁判所⁽³¹⁾）、一九九一年の *Patty* 判決（ジョージア北部地区連邦裁判所⁽³²⁾）がそれである。しかし、一九八八年の *Jurick* 判決（ニューヨーク南部地区連邦裁判所⁽³³⁾）は、その所在する第二巡回区の判例が直接郵便送達を有効としていることだけを理由に挙げているし、一九八九年の *Nicholson* 判決（メリランド州裁判所⁽³⁵⁾）は、判例が全く分かれているとして、独自の理由づけを試みてい

る。さらに一九九一年の Philip 判決（ニューヨーク州裁判所⁽³⁶⁾）は、ドイツへの直接郵便送達を無効とした同州裁判所判決の反対解釈によつてゐる。

次に、わが国への直接郵便送達を無効とする判例は、ニューヨーク州裁判所の一連の判決から始まつた。すなわち、一九八四年の Ordandy 判決⁽³⁷⁾、一九八五年の Reynolds 判決⁽³⁸⁾ および Rissey 事件の第一審判決である⁽³⁹⁾。しかし、連邦裁判所においても、その後、わが国への直接郵便送達を無効とする判決が続いている。たとえば、一九八五年の Mommensen 判決（アイオワ南部地区連邦裁判所⁽⁴⁰⁾）、一九八六年の Pochop 判決（ミシシッピ南部地区連邦裁判所⁽⁴¹⁾）、一九八七年の Prost 判決（ミズーリ東部地区連邦裁判所⁽⁴²⁾）および Cooper 判決（メイン地区連邦裁判所⁽⁴³⁾）、一九八九年の McClenon 判決（フロリダ北部地区連邦裁判所⁽⁴⁴⁾）および Bankston 判決（アーカンソー西部地区連邦裁判所⁽⁴⁵⁾）および第八巡回区連邦控訴裁判所⁽⁴⁵⁾）、一九九〇年の Wasden 判決（フロリダ中部地区連邦裁判所⁽⁴⁶⁾）、一九九一年の Fleming 判決（ヴァージニア西部地区連邦裁判所⁽⁴⁷⁾）および Ratta 判決（ペンシルヴァニア東部地区連邦裁判所⁽⁴⁸⁾）がそれである。さらに、Shoei 判決を下したカリフォルニア州裁判所においても、一九八八年の Suzuki 判決⁽⁴⁹⁾ が現れた。これらの判決は、日本への直接郵便送達に関する判例が全く分かれてゐるとしつゝ、これを無効とする判決の方がより妥当であるという判断を下してゐる⁽⁵⁰⁾。

一方、その他の送達条約締結国への直接郵便送達が争われた事例は、National Reporter System をみる限りでは、それほど多くない。まずドイツへの直接郵便送達が争われた事件を九件抽出できたが、いずれの判決も直接郵便送達を無効としてゐる。すなわち、一九八一年の Cinton 判決（ニュー・ジャージー州裁判所⁽⁵¹⁾）および Porsche 判決（カリフォルニア州裁判所⁽⁵²⁾）、一九八二年の Richardson 判決（ミズーリ西部地区連邦裁判所⁽⁵³⁾）および Low 判決（ニューヨーク州裁判所⁽⁵⁴⁾）、一九八三年の Rivers 判決（アラバマ州裁判所⁽⁵⁵⁾）および Vorhees 判決（第四巡回区連邦控訴裁判所⁽⁵⁶⁾）、一九八四年の Harris 判決（ルイジアナ中部地区連邦裁判所⁽⁵⁷⁾）、一九八七年の Teknekron 判決（ネヴァダ地区連邦裁判所⁽⁵⁸⁾）、一九

説 九〇年の Lyon 判決（オハイオ北部地区連邦裁判所⁽⁵⁹⁾）がそれである。ただし、ドイツは、わが国と異なり、送達条約
一〇条全体の拒否宣言を行っていることに注意する必要がある。

論 さらに、日本およびドイツ以外の締約国への直接郵便送達争われた事例は、もともと少ない。イタリアへの直接郵便
送達を無効とした一九八八年の Hantover 判決（ミズーリ西部地区連邦裁判所⁽⁶⁰⁾）、スウェーデンへの直接郵便送達を有効
とした一九八九年の Coblenz 判決（アラバマ中部地区連邦裁判所⁽⁶¹⁾）、香港への直接郵便送達を有効とした一九九〇年の
Hayes 判決（ノース・カロライナ州裁判所⁽⁶²⁾）があるにすぎない。また、ドイツ判決の米国における執行に関連して、米
国内の郵便送達を有効とした一九八六年の Ackermann 判決（第二巡回区連邦控訴裁判所⁽⁶³⁾）がある。この判決は、連邦
控訴裁判所の判決であるためか、わが国への直接郵便送達を有効とする判決においても、しばしば引用されている⁽⁶⁴⁾。

(18) Shohei Kako Co., Ltd. v. Superior Court, San Francisco, 109 Cal. Rptr. 402 (1st Dist. 1973).

(19) Hitt v. Nissan Motor Company, Ltd., 399 F. Supp. 838 (S. D. Fla. 1975).

(20) Isothermics v. U. S. Energy Research & Dev. Agcy., 434 F. Supp. 1155 (D. N. J. 1977).

(21) Chrysler Corp. v. General Motors Corp., 589 F. Supp. 1182 (D. C. Cir. 1984).

(22) Weight v. Kawasaki Heavy Industries, Ltd., 597 F. Supp. 1082 (E. D. Va. 1984).

(23) Zisman v. Sieger, 106 F. R. D. 194 (N. D. Ill. 1985).

(24) Lemme v. Wine of Japan Import, Inc., 631 F. Supp. 456 (E. D. N. Y. 1986).

(25) Newport Components v. NEC Home Electronics, 671 F. Supp. 1525 (C. D. Cal. 1987).

(26) Sandoval v. Honda Motor Co., Ltd., 527 A. 2d 564 (Pa. Super. 1987).

(27) Rissew v. Yamaha Motor Co. Ltd., 515 N. Y. S. 2d 352 (A. D. 4 Dept. 1987).

(28) Saez Rivera v. Nissan Mfg. Co., 788 F. 2d 819 (1st Cir. 1986).

- (29) *Smith v. Dainichi Kinzoku Kogyo Co., Ltd.*, 680 F. Supp. 847 (W. D. Tex. 1988).
- (30) *Hammond v. Honda Motor Co.*, 128 F. R. D. 638 (D. S. C. 1989).
- (31) *Meyers v. ASICS Corp.*, 711 F. Supp. 1001 (C. D. Cal. 1989).
- (32) *Patty v. Toyota Motor Corp.*, 777 F. Supp. 956 (N. D. Ga. 1991).
- (33) *Turick v. Yamaha Motor Corp., U. S. A.*, 121 F. R. D. 32 (S. D. N. Y. 1988).
- (34) *Ackermann v. Levine*, 788 F. 2d 830 (2d Cir. 1986); *Lemme v. Wine of Japan Import, Inc.*, 631 F. Supp. 456 (E. D. N. Y. 1986).
- (35) *Nicholson v. Yamaha*, 566 A. 2d 135 (Md. Ct. App. 1989), cert. denied, 569 A. 2d 1242 (1990).
- (36) *Philip v. Monarch Knitting Mach. Corp.*, 565 N. Y. S. 2d 21 (A. D. 1 Dept. 1991).
- (37) *Ordmandy v. Lynn*, 472 N. Y. S. 2d 274 (Sup. Ct. 1984).
- (38) *Reynolds v. Koh*, 490 N. Y. S. 2d 295 (A. D. 3 Dept. 1985).
- (39) *Rissew v. Yamaha Motor Co., Ltd.*, 493 N. Y. S. 2d 78 (Sup. Ct. 1985).
- (40) *Mommsen v. Toro Co.*, 108 F. R. D. 444 (S. D. Iowa 1985).
- (41) *Pochop v. Toyota Motor Co., Ltd.*, 111 F. R. D. 464 (S. D. Miss. 1986).
- (42) *Prost v. Honda Motor Co.*, 122 F. R. D. 215 (E. D. Mo. 1987).
- (43) *Cooper v. Makita, U. S. A., Inc.*, 117 F. R. D. 16 (D. Me. 1987).
- (44) *McClenon v. Nissan Motor Corp. in U. S. A.*, 726 F. Supp. 822 (N. D. Fla. 1989).
- (45) *Bankston v. Toyota Motor Corp.*, 123 F. R. D. 595 (W. D. Ark. 1989), 889 F. 2d 172 (8th Cir. 1989).
- (46) *Wasden v. Yamaha Motor Co.*, 131 F. R. D. 206 (M. D. Fla. 1990).
- (47) *Fleming v. Yamaha Motor Corp.*, 774 F. Supp. 992 (W. D. Va. 1991).
- (48) *Raffa v. Nissan Motor Co. Ltd.*, 141 F. R. D. 45 (E. D. Pa. 1991).
- (49) *Suzuki Motor v. Superior Ct. (Armenta)*, 249 Cal. Rptr. 376 (4th Dist. 1988).
- (50) *ポコップ Pochop v. Toyota Motor Co., Ltd.*, 111 F. R. D. 464, 466 (S. D. Miss. 1986); *Cooper v. Makita, U. S. A., Inc.*

- 117 F. R. D. 16, 17 (D. Me. 1987); *Bankston v. Toyota Motor Corp.*, 123 F. R. D. 595, 597 (W. D. Ark. 1989), 889 F. 2d 172, 174 (8th Cir. 1989); *Wasden v. Yamaha Motor Co.*, 131 F. R. D. 206, 209 (M. D. Fla. 1990); *Fleming v. Yamaha Motor Corp.*, 774 F. Supp. 992, 995 (W. D. Va. 1991); *Raffa v. Nissan Motor Co. Ltd.*, 141 F. R. D. 45 (E. D. Pa. 1991).
- (㉔) *Cintron v. W & D Machinery Co.*, 440 A. 2d 76 (Sup. Ct. N. J. 1981).
- (㉕) *Dr. Ing. H. C. F. Porsche v. Superior Court*, 177 Cal. Rptr. 155 (3rd Dist. 1981).
- (㉖) *Richardson v. Volkswagenwerk, A. G.*, 552 F. Supp. 73 (W. D. Mo. 1982).
- (㉗) *Low v. Bayerische Motoren Werke, A. G.*, 449 N. Y. S. 2d 733 (Sup. Ct. 1982).
- (㉘) *Rivers v. Stihl, Inc.*, 434 So. 2d 766 (Ala. 1983).
- (㉙) *Vorhees v. Fischer & Krecke*, 697 F. 2d 574 (4th Cir. 1983).
- (㉚) *Harris v. Browning-Ferris Industries Chem. Serv.*, 100 F. R. D. 775 (M. D. La. 1984).
- (㉛) *Teknekron Mgt. v. Quante Fernmeldetechnik*, 115 F. R. D. 175 (D. Nev. 1987).
- (㉜) *Lyman Steel Corp. v. Ferrostaal Metals Corp.*, 747 F. Supp. 389 (N. D. Ohio 1990).
- (㉝) *Hantover, Inc. v. Omet, S. N. C. of Volentieri & C.*, 688 F. Supp. 1377 (W. D. Mo. 1988).
- (㉞) *Coblentz GMC/Freightliner v. General Motors Corp.*, 724 F. Supp. 1364 (M. D. Ala. 1989).
- (㉟) *Hayes v. Evergo Telephone Co., Ltd.*, 397 S. E. 2d 325 (N. C. Ct. App. 1990).
- (㊱) *Ackermann v. Levine*, 788 F. 2d 830 (2d Cir. 1986).
- (㊲) *스미쓰-다인치* *Turick v. Yamaha Motor Corp., U. S. A.*, 121 F. R. D. 32 (S. D. N. Y. 1988); *Smith v. Dainichi Kinzoku Kogyo Co., Ltd.*, 680 F. Supp. 847 (W. D. Tex. 1988); *Hammond v. Honda Motor Co.*, 128 F. R. D. 638 (D. S. C. 1989); *Meyers v. ASICS Corp.*, 711 F. Supp. 1001 (C. D. Cal. 1989); *Nicholson v. Yamaha*, 566 A. 2d 135 (Md. Ct. App. 1989), cert. denied, 569 A. 2d 1242 (1990); *Patty v. Toyota Motor Corp.*, 777 F. Supp. 956 (N. D. Ga. 1991).

四 わが国への直接郵便送達を有効とする判例

前述のように、Shoel判決は、わが国への直接郵便送達を有効とした最も古い判決であるだけでなく、判決理由においても、後の判例に多大の影響を及ぼした。そこで、その判決理由を少し詳しく見ていきたい。

第一に、Shoel判決は、送達条約の目的を考察している。すなわち、被告は、送達条約の他の規定が「送達」(service)という文言を使っているのに対して、一〇条(a)号が「外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能」(the freedom to send judicial documents by postal channels, directly to persons abroad)と規定している点を強調するが、このような区別は、「条約の目的全体の考察により覆される。それ〔一〇条約〕は、裁判上の文書の外国における送達を規律の対象としている。したがって、〔一〇条(a)号の〕『外国にいる者に対して直接に裁判上の文書を郵送する権能』という規定は、もし送達のための文書の送付に関係しないのであれば、無駄であろう。さらに、この規定〔一〇条(a)号〕は、条約により設けられた『中央当局』の利用に対する代替手段の一つとして置かれている。たとえ条約の目的が他の送達方法の利用に伴う紛争を防止するための送達方法を確立することにあるとしても、送達の有効な証明がなされるならば、必ずしも他の送達方法を使えないことにはならないであろう。さらに送達条約五条は、『受託国の法律に反しないならば……任意に受領する名あて人への交付によって送達することができる』と規定している。〔直接郵便送達の〕送達報告書は、この事実の証拠である。』(引用省略)⁽⁶⁵⁾

第二に、Shoel判決は、直接郵便送達を規定した連邦民事訴訟規則四条(i)と送達条約の相互関係について、米国の立法者意思を考察する。すなわち、連邦民事訴訟規則四条(i)は、一九六三年一月二日に公布され、同年七月一日に発効した。被告は、送達条約一〇条(a)号が直接郵便送達を認めていないと主張するが、もしこの主張が正しいとするならば、

米国上院議会は、一九六七年四月一四日に条約を批准することにより、四年前に承認した連邦民事訴訟規則四条(i)を廃止するつもりであったことになる。しかし、「米国上院議会は、送達条約一〇条(a)号を承認するにあたり、名あて国が拒否しない限り、外国への訴状送達の有効な方法として、連邦民事訴訟規則四条(i)に規定された郵便送達を維持するつもりであった、と推定する方が合理的である。さらに、もし送達条約が……連邦民事訴訟規則四条(i)を廃止するのであれば、条約が発効した一九六九年二月一〇日以来、連邦民事訴訟規則の他の規定は改正されてきたにもかかわらず、四条(i)が改正されなかったことが説明できない。」⁽⁶⁶⁾

第三に、Shoel判決は、日本法が直接郵便送達を認めているとする。すなわち、郵便送達が「受託国〔日本〕において作成される文書をその国の領域内にいる者に送達若しくは告知するためその国の法律で定める方法」(送達条約一五条一項(a)号)でないとは思われない。裁判記録によると、「日本の国内法は、外国からの文書を日本の領域内で送達のために郵送することを認めている。送達条約一〇条(a)号の拒否宣言を行わなかったことは、このように解釈できる。」⁽⁶⁷⁾

以上の理由により、Shoel判決は、わが国への直接郵便送達を有効とするが、この結論は、原告が日本において判決の承認執行を求める際に、日本の裁判所を拘束するものではないことも付け加えている。さらに被告は、郵送された文書が日本語で記載されていない点も争っているが、Shoel判決は、これを送達条約の問題とはせず、現実の通知(actual notice)があつたか否かという問題であるとする。そして、裁判記録によると、「国際取引に従事するすべての日本企業は、外国企業との取引に関する通信を英語で行っており、国際取引に従事するほとんどの日本企業は、英語による連絡を受け取ることに慣れており、かつ読解および翻訳の部門を置いている。」現に、本件の訴状受取人は、英語およびフランス語で書かれた郵便受取書に署名していること、被告企業も、米国における販売促進のために、英語で印刷されたパンフレットの使用を認めていること、本件における限定的出廷(special appearance)は、文書の意味が理解さ

れたことを示していることなどから、本件の郵便送達は適正手続にも条約の文言または趣旨にも反していないと結論づけて⁽⁶⁹⁾いる。

以上のように、Shoel 判決は、日本への直接郵便送達を有効とするにあたり、様々な理由を挙げているが、その中で、後の判例に最も影響を及ぼしたのは、送達条約の目的に関する部分である。とりわけ、送達条約一〇条(a)号は、送達のための文書の送付に関係しないのであれば、無駄であったという箇所は、しばしば引用⁽⁷⁰⁾されている。もちろん、判決文を引用しないものは、Shoel 判決のどの理由づけを支持したかが明らかではないが、⁽⁷¹⁾少なくとも、米国の立法者意思および日本の国内法に関する部分は、それほど影響を与えなかったようである。

これに対して、Nicholson 判決は、独自の理由づけを試みている。この判決は、米国の判例が対立していること、および一九八九年のハーグ国際私法会議の特別委員会における日本の発言（前述一参照）⁽⁷²⁾が曖昧であったことを指摘した後、日本への直接郵便送達を容認する理由として、次の四つを挙げている。(1)日本は、送達条約を批准するにあたり、メリランド法のような州法は知らなかったとしても、おそらく連邦民事訴訟規則四条(i)は知っていたであろう。(2)その後、日本は、送達条約一〇条(a)号が日本への直接郵便送達を禁止していないという多数の連邦裁判所判決を知らされた。(3)日本国民の在米財産は、直接郵便送達にもとづく判決の執行のために、差し押さえられるであろう。(4)日本は、「一九八九年のハーグ国際私法会議の特別委員会における」宣言によって、自国の裁判所が直接郵便送達を不適法とする権利を留保しただけであり、明白には直接郵便送達の効力を否定しなかった。⁽⁷²⁾以上のように、Nicholson 判決は、日本への直接郵便送達を有効とする理由を、日本側の態度に求めているが、このような理由づけが今後の判例に影響を及ぼすか否かは、現在のところ不明である。

ところで、Shoel 判決は、送達された文書が日本語で記載されていなかった点について、被告の個別的事情を考慮し

論 説
 た上で、適正手続に反しないと判断しているが、これに対して、その後の判例は、日本語への翻訳が全く必要でないとしている。すなわち、日本語への翻訳は、訴状の送達为名あて国の中央当局を経由する場合にのみ、その中央当局が要請できるだけであって（送達条約五条三項）、一〇条(a)号により直接郵便送達を行う場合には、このような要請が規定されていないというのである。

(65) *Shoei Kako Co., Ltd. v. Superior Court, San Francisco*, 109 Cal. Rptr. 402, 411 (1st Dist. 1973).

(66) *Id.*, at 412.

(67) *Ibid.*

(68) *Ibid.*

(69) *Id.*, at 413.

(70) *Zisman v. Sieger*, 106 F. R. D. 194, 199 (N. D. Ill. 1985); *Lemme v. Wine of Japan Import, Inc.*, 631 F. Supp. 456, 463 (E. D. N. Y. 1986); *Sandoval v. Honda Motor Co., Ltd.*, 527 A. 2d 564, 566 (Pa. Super. 1987); *Rissew v. Yamaha Motor Co. Ltd.*, 515 N. Y. S. 2d 352, 355 (A. D. 4 Dept. 1987). また、この箇所を引用した *Ackermann v. Levine*, 788 F. 2d 830, 839 (2d Cir. 1986) をそのまま引用することにより、結局、*Shoei* 判決の理由づけを孫引きしているものもある。 *Turick v. Yamaha Motor Corp., U. S. A.*, 121 F. R. D. 32, 34 (S. D. N. Y. 1988); *Smith v. Dainichi Kinzoku Kogyo Co., Ltd.*, 680 F. Supp. 847, 850 (W. D. Tex. 1988). ただし、*Newport Components v. NEC Home Electronics*, 671 F. Supp. 1525, 1542 (C. D. Cal. 1987) は、*Shoei* 判決のうち、送達の有効な証明がなされるならば、必ずしも他の送達方法によれないという結論にはならない、という箇所を引用している。

(71) *Chrysler Corp. v. General Motors Corp.*, 589 F. Supp. 1182, 1206 (D. C. Cir. 1984); *Weight v. Kawasaki Heavy Industries, Ltd.*, 597 F. Supp. 1082, 1085-1086 (E. D. Va. 1984). さらに *Shoei* 判決を引用した連邦裁判所判決だけを引用したものもある。たとえば、*Hammond v. Honda Motor Co.*, 128 F. R. D. 638, 641 (D. S. C. 1989) は、*Weight* 判決および *Lemme* 判決

を引用しており、*Meyers v. ASCS Corp.*, 711 F. Supp. 1001, 1007 (C. D. Cal. 1989) 及び *Newport 判決* (473 *Ackermann 判決*を引用して) である。

- (72) *Nicholson v. Yamaha*, 566 A. 2d 135, 142-143 (Md. Ct. App. 1989), cert. denied, 569 A. 2d 1242 (1990).
(73) *Weight v. Kawasaki Heavy Industries, Ltd.*, 597 F. Supp. 1082, 1086 (E. D. Va. 1984); *Lemme v. Wine of Japan Import, Inc.*, 631 F. Supp. 456, 464 (E. D. N. Y. 1986); *Sandoval v. Honda Motor Co., Ltd.*, 527 A. 2d 564, 567 (Pa. Super. 1987); *Hammond v. Honda Motor Co.*, 128 F. R. D. 638, 640 (D. S. C. 1989).

五 わが国への直接郵便送達を無効とする判例

前述のように、わが国への直接郵便送達を無効とする判例は、ニューヨーク州裁判所の判決から始まり、その後、*Mommsen 判決*などの連邦裁判所の判決に至っている。そこで、これらのニューヨーク州裁判所の判決から見ていきたい。

まず *Ordnandy 判決*は、送達条約一〇条(a)号にいう“send”という文言が法技術的な意味における送達を含むのか否かについて、条約自体が明らかにしておらず、また支配的な判例も存在しないので、規定に表れた条約当事者の意思および文言の通常の意味を調べたという。その結果、“send”という文言の通常の意味(ordinary meaning)は、“dispatch or transmit”であるとしている。そして、「送達条約の他のすべての規定は、送達のための転達手段を表す際には、“service”という文言を使っていること(たとえば八条参照)、および“send”が訴状の送達を含むというように緩やかに解するならば、もっとフォーマルな送達方法を確立しようとした条約当事者の基本意思(the fundamental intent of the parties)を損なうであろうことから、送達条約一〇条(a)号は、本件の被告に対する郵便送達を許さない」と結論づけて

続いて、Reynolds 判決は、Ordmandy 判決を支持しつつ、自らも次のように述べている。「ハーグ送達条約が何度も文書の“service”に言及しながら、一〇条(a)号が“send”と述べている点を見ると、一〇条(a)号は、法的な意味での“service”を必要としない通知や法律文書の単なる転達のような……ものを認めているように思われる。そのように解しないならば、日本の外務大臣の〔中央当局としての〕役割は、ハーグ条約の趣旨に反するものになってしまうであろう。」⁽⁷⁵⁾

最後の Risew 事件の第一審判決は、これら二つの判決を引用するにすぎないが、⁽⁷⁶⁾すでに判決理由の基本パターンは出来上がっていた。すなわち、第一に、一〇条(a)号にいう“send”の通常の意味を明らかにし、第二に、送達条約における“service”という文言と“send”という文言の使い分けを重視し、第三に、直接郵便送達は、送達条約の通常送達方法を無意味にしてしまうと主張している。

連邦裁判所として初めて日本への直接郵便送達を無効とした Mommson 判決は、この基本パターンのうち、主に最初の二つを発展させて、次のように述べている。すなわち、法解釈の出発点は、「法律の文言それ自体」(the language of the statute itself)である。反対の趣旨の立法者意思が明示されていない限り、通常は、文言こそが決定的である。さらに、立法者がある規定に特定の文言を使い、同じ法律の他の規定にそれを使っていない場合には、かような区別は、一般に、「意図的かつ目的」(intentionally and purposely)であったと推定される。最後に、立法者が衡平法またはコモンローにおいて蓄積された意味を持つ文言を使った場合には、反対の趣旨の規定がない限り、これらの文言は、このような「確立された意味」(established meaning)を有するものと推定される。そこで、送達条約においても、一〇条(a)号が代替的な送達方法を規定したものであったならば、起草者は、“service”という文言を使っていただであろう。一〇条(a)号が直接郵便送達を容認していると解することは、“send”という文言の明白な意味に反し、送達条約に規定された他の

送達方法と相いれない送達方法を認めることになるであろう。⁽⁷⁷⁾

以上のような *Mommsen* 判決の理由づけは、その後、*Pochop* 判決⁽⁷⁸⁾、*Cooper* 判決⁽⁷⁹⁾ および *Prost* 判決⁽⁸⁰⁾ において引用されている。さらに、*Bankston* 事件の第二審判決は、「法律の文言それ自体」による解釈および「意図的かつ目的」な文言の使い分けの部分だけを受け継いでおり、*Wadsen* 判決⁽⁸²⁾ および *Fleming* 判決⁽⁸³⁾ は、この *Bankston* 事件の第二審判決を引用している。

これに対して、カリフォルニア州裁判所による *Suzuki* 判決は、送達条約一〇条(a)号に関する日本の解釈を判決理由の中心に据えている。まず、同じカリフォルニア州裁判所による *Shoei* 判決については、裁判記録が本質的に異なるので、*Shoei* 判決に拘束されないとしている。⁽⁸⁴⁾ そして、*Shoei* 判決の裁判記録によると、日本の国内法は、直接郵便送達を容認しているとのことであるが、*Suzuki* 判決の裁判記録によると、全く反対の結論になる。すなわち、日本は、弁護士または私人が訴状を郵便で送達することを認めていない。郵便により訴状を送達するためには、裁判所書記官は、書類が入った封筒の外側に「特別送達」のスタンプを押すし、一方、郵便配達人は、送達証書に交付の事実を記載し、これを裁判所に返却することにより、特別の裁判所職員として行動する。このように日本が米国の郵便送達に相当する送達方法を認めていない事実から、「日本が一〇条(a)号を拒否しなかったからといって、有効な訴状送達の方法として、書留郵便の使用を認める趣旨であったとは、とても思えない。特に、日本が一〇条(b)号および(c)号に規定された……はるかにフォーマルな送達方法 (*much more formal modes of service*) を拒否した事実からも、そう言える。むしろ日本は、一〇条(a)号が訴状の送達ではなく、裁判上の文書の転達だけを認めていると解釈していた可能性の方がずっと大きい。」⁽⁸⁵⁾

さらに、この解釈は、送達条約が一貫して“send”と区別して“service”に言及している事実によつて、一層合理的なものになる。たとえば、送達条約九条、一四条、一五条、一六条などである。法解釈の原則によると、法律その他の立

法における文言は、通常の意味 (common and ordinary meaning) が与えられるべきであり、かつ使用された文言はすべて、ある意味を持っていて、有効な機能を果たしていると推定される。送達条約一〇条(a)号の“to send”という文言が“to serve”を意味するという解釈は、これら二つの原則のいずれにも反する。“to send”の通常の意味は、“to cause to be conveyed by an intermediary to a destination”または“to dispatch, as by mail or telegraph”であつて、“to serve”ではない。そして、条約の起草者は、“to send”という文言と“service of process”という文言の両方を使ったのであるから、各文言が異なつた意味と機能を有する趣旨であつたと理解される。⁽⁸⁶⁾

以上のような Suzuki 判決の理由づけは、Bankston 事件の第一審判決および McClenon 判決⁽⁸⁷⁾において引用されているが、これら三つの判決は、さらに次のような米国の論文の一節を引用することにより、判決理由を補強している点が目される。「送達条約は、郵便送達の問題を扱っておらず、訴訟開始後の裁判上の文書を郵送する権利を扱っているだけである。それ以外の解釈は、むしろ非論理的な結果になるであろう。なぜなら、送達条約は、訴状の送達について、かなり慎重な手続を設けているからである。そして、仮に当該規定〔一〇条(a)号〕が単なる郵送によつて、この手続を免れることを認めているとしたら、送達条約の大半は無用になってしまうであろう。⁽⁸⁹⁾」これは、ニューヨーク州裁判所の判決理由のうち、第三のパターンを發展させたものと考えられる。すなわち、直接郵便送達は、送達条約の通常の送達方法を無意味にしてしまうと主張しているのである。

ところで、ニューヨーク州裁判所の三つの判決は、直接郵便送達を無効とした上で、いずれも訴え却下の申立 (motion to dismiss) を認めているが、その後の連邦裁判所の判決は、訴え却下を認めるべきではないとして、送達無効の申立 (motion to quash service) だけを認めている。また、一部の判決では、そもそも送達無効の申立だけが行われていたので、これがそのまま認められている。そして、これらの判決は、送達をやり直すための期間を設けている。これ

らは、おおむね一ヶ月ないし四ヶ月であつた。⁽⁹⁰⁾

- (74) *Ordmandy v. Lynn*, 472 N. Y. S. 2d 274, 275 (Sup. Ct. 1984).
- (75) *Reynolds v. Koh*, 490 N. Y. S. 2d 295 (A. D. 3 Dept. 1985).
- (76) *Rissew v. Yamaha Motor Co., Ltd.*, 493 N. Y. S. 2d 78 (Sup. Ct. 1985).
- (77) *Mommsen v. Toro Co.*, 108 F. R. D. 444, 446 (S. D. Iowa 1985).
- (78) *Pochop v. Toyota Motor Co., Ltd.*, 111 F. R. D. 464, 466 (S. D. Miss. 1986).
- (79) *Cooper v. Makita, U. S. A., Inc.*, 117 F. R. D. 16, 17 (D. Me. 1987).
- (80) *Prost v. Honda Motor Co.*, 122 F. R. D. 215, 216 (E. D. Mo. 1987).
- (81) *Bankston v. Toyota Motor Corp.*, 889 F. 2d 172, 174 (8th Cir. 1989).
- (82) *Wasden v. Yamaha Motor Co.*, 131 F. R. D. 206, 209 (M. D. Fla. 1990).
- (83) *Fleming v. Yamaha Motor Corp.*, 774 F. Supp. 992, 996 (W. D. Va. 1991).
- (84) *Suzuki Motor v. Superior Ct. (Armenta)*, 249 Cal. Rptr. 376, 377 (4th Dist. 1988).
- (85) *Id.*, at 379.
- (86) *Ibid.*
- (87) *Bankston v. Toyota Motor Corp.*, 123 F. R. D. 595, 598-599 (W. D. Ark. 1989).
- (88) *McClenon v. Nissan Motor Corp. in U. S. A.*, 726 F. Supp. 822, 825-826 (N. D. Fla. 1989).
- (89) E. C. Rough, *Litigation Between Japanese and American Parties*, in: *Current Legal Aspects of Doing Business in Japan and East Asia* (J. Haley, ed.), 188, 190-191 (1978), cited in *Suzuki Motor v. Superior Ct. (Armenta)*, 249 Cal. Rptr. 376, 381 (4th Dist. 1988); *Bankston v. Toyota Motor Corp.*, 123 F. R. D. 595, 599 (W. D. Ark. 1989); *McClenon v. Nissan Motor Corp. in U. S. A.*, 726 F. Supp. 822, 826 (N. D. Fla. 1989).
- (90) *Mommsen v. Toro Co.*, 108 F. R. D. 444, 446 (S. D. Iowa 1985); *Pochop v. Toyota Motor Co., Ltd.*, 111 F. R. D. 464, 467

(S. D. Miss. 1986); Cooper v. Makita, U. S. A., Inc., 117 F. R. D. 16, 18 (D. Me. 1987); Prost v. Honda Motor Co., 122 F. R. D. 215, 217 (E. D. Mo. 1987); Suzuki Motor v. Superior Ct. (Armenia), 249 Cal. Rptr. 376, 382 (4th Dist. 1988); Bankston v. Toyota Motor Corp., 123 F. R. D. 595, 599 (W. D. Ark. 1989), 889 F. 2d 172, 174 (8th Cir. 1989); McClenon v. Nissan Motor Corp. in U. S. A., 726 F. Supp. 822, 827 (N. D. Fla. 1989); Wasden v. Yamaha Motor Co., 131 F. R. D. 206, 210 (M. D. Fla. 1990); Fleming v. Yamaha Motor Corp., 774 F. Supp. 992, 996 (W. D. Va. 1991).

六 その他の締約国への直接郵便送達に関する判例

前述のように、その他の締約国のうちでは、ドイツへの直接郵便送達に関する判決が最も多い。そして、これらの判決は、いずれも結論的には、直接郵便送達を無効とする点で一致しているが、判決理由の点では変遷がある。

まず主に州裁判所によって下された初期の判例は、ドイツが直接郵便送達について拒否宣言を行っていることだけを理由としている⁽⁹¹⁾。これに対して、連邦裁判所による Vorthees 判決は、送達条約と連邦民事訴訟規則の優劣関係を考察している。すなわち、送達条約は自動執行条約 (self-executing treaty) であり、連邦の立法と同等の効力を有するが、両者が抵触する場合には、時間的に後のものが優先する (the latter in time prevails)。そして、連邦民事訴訟規則四条 (i) が一九六三年七月一日に発効したのに対して、ハーグ送達条約が米国について発効したのは、一九六九年二月一〇日であるから、⁽⁹²⁾ (引用省略) 後者は前者に優先するといっているのである。

これに対して、ほぼ一年後の Harris 判決は、別の理由によって、送達条約が連邦民事訴訟規則に優先すると判断した。すなわち、連邦民事訴訟規則四条が代替的な訴状送達の方法を規定しているのに対して、送達条約は、締約国間におけ

る国外送達を扱っている。このように「ハーグ送達条約は、国外送達の方法だけに關係する点で特別であり (specific)、連邦民事訴訟規則は、すべての状況を扱う点で一般的である (general) から、」前者は後者に優先するというのである。⁽⁹³⁾ この Harris 判決は、その後、Teknekron 判決⁽⁹⁴⁾ および Lyman 判決⁽⁹⁵⁾ においても引用されている。

送達条約が連邦民事訴訟規則に優先する根拠はともかく、これらの判決は、いずれもドイツが直接郵便送達を拒否していることを前提としている。言い換えると、ドイツによる送達条約一〇条の拒否宣言は、とりもなおさず直接郵便送達の拒否であり、一〇条(a)号が直接郵便送達を含んでいるという認識に立っている。したがって、このような判決理由によるならば、日本は一〇条(a)号を拒否してないのであるから、日本への直接郵便送達を有効とすることができ、日本への直接郵便送達に関する判決がドイツへの直接郵便送達に関する判決を引用した例としては、Low 判決⁽⁹⁶⁾ を引用した Philip 判決⁽⁹⁷⁾ があるにすぎない。

これに対して、ドイツ判決の執行に関連して、米国内における郵便送達を有効とした Ackermann 判決は、日本への直接郵便送達に関する判決において、しばしば引用されている。本件では、ドイツにおける訴訟のために、ベルリンの裁判所からニューヨークのドイツ領事館に訴状が送付され、領事館から、被告の居所に郵便送達が行われた。そこで、原告がドイツ判決の執行を求めたところ、かような送達方法が送達条約一〇条(a)号により許されるのか否かが問題となった。

まず「米国は送達条約一〇条(a)号による“postal channels”の使用を拒否しなかったので、書留郵便による訴状の送達は、送達条約により米国における送達の方法として適法である。」次に「一〇条(a)号における“send”という文言は、“service”を意味するつもりであった」として、Shoat 判決などが引用されている。さらに「ハーグ送達条約を解釈した連邦裁判所は、たとえば米国と同じく、送達条約の締約国であり、かつ一〇条(a)号による郵便送達を拒否しなかった日

本の被告に対する郵便送達を、明白かつ一貫して有効としている。「かような〔郵便〕送達を拒否していない他の締約国の被告に対して行われた郵便送達を有効とし、米国の被告に対して行われた郵便送達を無効とするならば、国外送達の規則を統一するというハーグ送達条約の目的は損なわれるであろう。」⁽⁹⁸⁾

以上のように、Ackermann 判決は、日本への直接郵便送達を有効とする判例を根拠としているが、米国から香港への直接郵便送達を有効とする Hays 判決は、日本への直接郵便送達に関する判例が対立しているとして、次のように述べている。すなわち、「日本と異なり、香港は一〇条のいかなる規定も拒否しておらず、かつ明らかに、香港の国内法は郵便による訴状の送達を認めている。」⁽⁹⁹⁾この判決は、「同じ英米法系の締約国への郵便送達に関する判例として、注目に値する。」

以上の他には、イタリアおよびスウェーデンへの直接郵便送達に関する判決が一件ずつあるだけである。前者は、送達条約一〇条(a)号が直接郵便送達を含まないとして、Momsen 判決などを引用している。⁽¹⁰⁰⁾後者は、スウェーデンが送達条約一〇条(a)号を拒否していない以上、直接郵便送達が容認されるとして、Ackermann 判決および Shoji 判決を引用してゐる。⁽¹⁰¹⁾

- (15) *Cintron v. W & D Machinery Co.*, 440 A. 2d 76, 81 (Sup. Ct. N. J. 1981); *Dr. Ing. H. C. F. Porsche v. Superior Court*, 177 Cal. Rptr. 155, 158 (Ct. App. 3rd Dist. 1981); *Richardson v. Volkswagenwerk, A. G.*, 552 F. Supp. 73, 79 (W. D. Mo. 1982); *Low v. Bayerische Motoren Werke, A. G.*, 449 N. Y. S. 2d 733, 735 (Sup. Ct. 1982); *Rivers v. Stihl, Inc.*, 434 So. 2d 766, 769 (Ala. 1983).
- (16) *Vorhees v. Fischer & Krecke*, 697 F. 2d 574, 575-576 (4th Cir. 1983).
- (17) *Harris v. Browning-Ferris Industries Chem. Serv.*, 100 F. R. D. 775, 777-778 (M. D. La. 1984).

- (94) Teknekron Mgt. v. Quante Fernmeldetechnik, 115 F. R. D. 175, 177 (D. Nev. 1987).
- (95) Lyman Steel Corp. v. Ferrostaal Metals Corp., 747 F. Supp. 389, 400 (N. D. Ohio 1990).
- (96) Low v. Bayerische Motoren Werke, A. G., 449 N. Y. S. 2d 733 (Sup. Ct. 1982).
- (97) Philip v. Monarch Knitting Mach. Corp., 565 N. Y. S. 2d 21, 22 (A. D. 1 Dept. 1991).
- (98) Ackermann v. Levine, 788 F. 2d 830, 839-840 (2d Cir. 1986).
- (99) Hayes v. Evergo Telephone Co., Ltd., 397 S. E. 2d 325, 328 (N. C. Ct. App. 1990).
- (100) Hanover, Inc. v. Omet, S. N. C. of Valentieri & C., 688 F. Supp. 1377, 1385 (W. D. Mo. 1988).
- (101) Coblentz GMC/Freightliner v. General Motors Corp., 724 F. Supp. 1364 (M. D. Ala. 1989).

七 おわりに

以上のように、米国においては、わが国への直接郵便送達を有効とする判例と無効とする判例が対立している。前者は、送達条約全体の目的が国外送達に関する規則の確立にあること、とりわけ一〇条(a)号が送達に関係しないのであれば、無意味であることなどを理由としている。これに對して、後者は“send”という文言の通常の意味が“service”を含まないこと、送達条約がこれらの用語を使い分けていること、送達条約の目的がもつとフォーマルな送達方法の確立にあることなどを理由としている。これらの判決理由は、それぞれの最も古い判決、すなわち *Shoel* 判決およびニューヨーク州裁判所の一連の判決によって確立され、その後も、歩み寄りを見せていない。また、その他の締約国への直接郵便送達に関する判例は、わが国への直接郵便送達の場合と事情が異なっていたり、わが国への直接郵便送達に関する

判例を引用するだけであり、あまり参考にならない。さらに米国の学説も、有効説と無効説が対立しているが、本稿においては、詳細に取り上げること断念した。⁽¹⁰⁾

もちろん、わが国の立場から、米国の判例を批判することは可能である。すなわち、米国の判例は、送達条約の文言の通常の意味、文脈および条約の目的などは詳細に検討しているが、なおかつ規定の意味が明らかでない場合には、条約の準備作業、他の締約国の判例学説なども参照すべきである。⁽¹⁰⁾ また日本法の解釈については、Shoel判決およびSuzuki判決のいずれもが疑問である。すなわち、Shoel判決は、日本法が郵便送達を認めているとするが、それは日本国内における送達方法としてだけであり、日本から外国への送達方法として、直接郵便送達を認めていない以上、むしろ外国から日本への直接郵便送達も認めない趣旨と解する方が自然であろう。またSuzuki判決は、米国の郵便送達が当事者送達主義にもとづいているのに対して、日本法の郵便送達が職権送達主義にもとづいている点を明らかにしているが、そもそも外国への送達方法として、わが国では直接郵便送達が認められていない点に着目すべきであった。

一方、ハーグ国際私法会議の特別委員会における日本の発言は、Nicholson判決も指摘するように、米国の判例に影響を及ぼすものではなかった。現に、この発言にもとづいて、わが国への直接郵便送達を無効とした判決は、一件も見当たらない。そこで、もし米国の判例に影響を及ぼすつもりであったならば、むしろ送達条約一〇条(a)号が送達に関する規定ではなく、たとえば民法一七五条による外国送達が不可能であるため、公示送達を行った場合の単なる通知(民法一七九条二項)のようなものに関する規定であると主張すべきであった。もちろん、このような主張が米国の判例を変更させるという保証は全くないが、わが国が送達条約一〇条(a)号の拒否宣言を行わない趣旨は、より鮮明になるであらう。

これに対して、わが国の解釈としても、送達条約一〇条(a)号が直接郵便送達を含むのであれば、わが国が拒否

宣言を行わない理由は、全く存在しないように思われる。現に、日本企業が米国からの直接郵便送達を争うケースは、National Reporter Systemに掲載されないものも含めるならば、かなりの件数に上るであろう。しかるに米国の判例が対立している現状において、被告の日本企業は、直接郵便送達を争うべきか否かという苦しい決断を迫られることになる。しかも前述のように、直接郵便送達を争ったために、罰金を命じられる危険があるし、また仮に直接郵便送達が無効とされても、原告は送達をやり直す機会が与えられている。したがって、直接郵便送達を争うことは、いたずらに訴訟を遅延させるだけであり、訴訟経済に反する結果にもなっている。

以上により、米国の判例を見る限りでは、わが国は、早急に送達条約一〇条(a)号の拒否宣言を行うべきである⁽¹⁰⁴⁾。その必要性に対する認識が広まることを期待して、本稿を終わりたい。

(102) わが国への直接郵便送達を有効とする見解としては、Armstrong, supra note (14); Leo, supra note (10); F. B. Mann, Jr., Foreign Service of Process by Direct Mail under the Hague Convention and the Article 10(a) Controversy; Send v. Service, 21 Cumberland L. Rev. 647 (1991); わが国への直接郵便送達を無効とする見解としては、Cooper, supra note (16); D. Davis, An Interpretation of Article 10(a) of the Hague Service Convention; Does "Send, Mean "Serve"? 53 Albany L. Rev. 877 (1989); A. L. Basarrate, International Service of Process: Reconciling the Federal Rules of Civil Procedure with the Hague Convention on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters, 21 Vanderbilt J. of Transnational L. 1071 (1988).

(103) 奥田安弘「国内裁判所における統一法条約の解釈」国際法外交雑誌八六巻五号（一九八七）四一頁以下、同『国際取引法の理論』（一九九二）一〇三頁以下参照。

(104) 拒否宣言の手続については、送達条約二二条二項参照。

付記——本稿の概要は、すでに「直接郵便送達と日米司法摩擦」国際商事法務二巻七号（一九九三）として公表したが、ここでは実務家への指針に重点を置いた。

THE HOKKAIDO LAW REVIEW

Vol. XLIV No. 3 (1993)

SUMMARY OF CONTENTS

Service of U. S. Process by Direct Mail on Japanese Defendants

Yasuhiro OKUDA*

- I Introduction
- II Background
- III Overview on the U. S. Case Law
- IV Cases Allowing Direct Mail Service to Japan
- V Cases Disallowing Direct Mail Service to Japan
- VI Cases on Direct Mail Service to Other Contracting States
- VII Conclusion

"The Convention on the Service Abroad of Judicial and Extrajudicial Documents in Civil or Commercial Matters" of 1965, of which Japan and U. S. both are Contracting States, established as ordinary method of service a judicial assistance, in which the authority of the State in which the documents originate shall forward to the Central Authority of the State addressed a request conforming to the Convention (Art. 3). Art. 10 of Convention states otherwise:

"Provided the State of destination does not object, the present Convention shall not interfere with –

a) the freedom to send judicial documents, by postal channels, directly to persons abroad,....."

American courts are much divided on the interpretation of Art. 10(a): some courts say that the direct mail service from U. S. to Japan is allowed,

*Professor of Law, Hokkaido University

because Japanese government does not object to Art. 10(a); other don't agree, because Art. 10(a) allows the freedom to only "send", but not "serve" by postal channels.

This paper is aimed to analyse the U. S. case law from various points of view and to recommend that the Japanese government shall formally object to Art. 10(a), namely inform the Ministry of Foreign Affairs of the Netherlands of the opposition to the use of methods of transmission pursuant to Art. 10(a) (Art. 21). First, the direct mail service is more convenient than the formal method of the Convention, so that the American lawyers are not likely to abandon their own traditional method. Second, there are so many American cases allowing the direct mail service to Japan as ones of opposite position. This trend is not changed very likely in future. Third, the American cases declare unanimously void the direct mail service to Germany, because this Contracting State objects expressly Art. 10(a). If the Japanese government wants to reduce the disputes on the direct mail service from U. S., it shall object formally Art. 10(a) the same as Germany.